

令和 8 年 8 月 2 5 日招集

令和 8 年第 4 回薩摩川内市議会定例会

報 告

報 告 番 号	件 名	備 考
1 9	令和 7 年度薩摩川内市一般会計継続費精算報告書	
2 0	令和 7 年度薩摩川内市下水道事業会計継続費精算報告書	
2 1	令和 7 年度薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率について	
2 2	令和 7 年度薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率について	

令和 7 年度薩摩川内市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源		一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債			そ の 他	国 県 支 出 金			地 方 債	そ の 他	
9	消 防 費	防 災 行 政 無 線 シ ス テ ム 更 新 事 業	6	円 244, 774, 000	円 244, 700, 000	円 74, 000	円 233, 200, 000	円 233, 200, 000	円 11, 574, 000	円 11, 500, 000	円 74, 000				
			7	円 367, 162, 000	円 367, 100, 000	円 62, 000	円 365, 200, 000	円 365, 200, 000	円 1, 962, 000	円 1, 900, 000	円 62, 000				
			計	円 611, 936, 000	円 611, 800, 000	円 136, 000	円 598, 400, 000	円 598, 400, 000	円 13, 536, 000	円 13, 400, 000	円 136, 000				

令和 8 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

令和7年度薩摩川内市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
					国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他		国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他		国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他
1	公共下水道事業資本的支出	宮里浄化センター水処理施設更新事業 建設改良費	5	円 139,901,000	円 76,945,000	円 62,900,000	円 56,000	円 42,000,000	円 23,100,000	円 18,900,000	円	円 97,901,000	円 53,845,000	円 44,000,000	円 56,000
			6	438,182,000	241,000,000	197,100,000	82,000	258,083,000	141,945,000	116,000,000	138,000	180,099,000	99,055,000	81,100,000	△ 56,000
			7	11,200,000	6,160,000	5,000,000	40,000	289,200,000	159,060,000	130,100,000	40,000	△ 278,000,000	△ 152,900,000	△ 125,100,000	
			計	589,283,000	324,105,000	265,000,000	178,000	589,283,000	324,105,000	265,000,000	178,000				

令和 8 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

報告第 2 1 号

令和 7 年度薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 1 . 7 9	2 0 . 0 0
連結実質赤字比率	—	1 6 . 7 9	3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	5 . 7	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	

参 照

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 ～ 7 略

薩 監 第 286号

令和 8年 8月19日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 草 留 隆 志

同 長 友 久美子

同 大 田 黒 博



令和7年度薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率審査意見書の提出に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付され
た健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、薩摩川内市監査基
準に準拠して審査したので、その結果について別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和7年度 薩摩川内市一般会計等の健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の着眼点

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とした。

3 審査の期間

令和8年7月24日から同年8月19日まで

4 審査の方法

必要な関係書類の提出を受け、その照合を行い、かつ、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各比率とも早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。

なお、健全化判断比率、早期健全化基準及び財政再生基準は次のとおりである。実質公債費比率は、当年度5.7%であり、前年度に比べ0.9ポイント減少している。

(単位：%)

年度 比率名	7年度	6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.79	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.79	30.00
実質公債費比率	5.7	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」と表記している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合は「—」と表記している。

報告第 22 号

令和 7 年度薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 24 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
薩摩川内市温泉給湯事業特別会計	—	20.0
薩摩川内市浄化槽事業特別会計	—	
薩摩川内市水道事業会計	—	
薩摩川内市簡易水道事業会計	—	
薩摩川内市下水道事業会計	—	

参 照

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2・3 略

薩 監 第 287号

令和 8年 8月19日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 草 留 隆 志

同 長 友 久美子

同 大 田 黒 博



令和7年度薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付
された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、薩摩川内市
監査基準に準拠して審査したので、その結果について別紙のとおり審査意見書を提
出します。

令和7年度 薩摩川内市公営企業会計の資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の着眼点

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とした。

3 審査の期間

令和8年7月24日から同年8月19日まで

4 審査の方法

必要な関係書類の提出を受け、その照合を行い、かつ、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、すべての会計において資金不足は生じていなかった。

なお、各公営企業会計の資金不足比率及び経営健全化基準は次のとおりである。

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
温泉給湯事業会計	—	20.0
浄化槽事業会計	—	
水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

※ 資金不足比率は、不足額がない場合は「—」と表記している。